

世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』VRコンテンツ制作業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、2025年大阪・関西万博を機に来阪した観光客等に対して、大阪の都市魅力の一つである、大阪唯一の世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』の高い価値や魅力を伝え、認知度の向上や来訪者の増加につなげることを目的とし、「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』VRコンテンツ制作業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』VRコンテンツ制作業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、堺市や羽曳野市、藤井寺市と連携して、大阪唯一の世界遺産である『百舌鳥・古市古墳群（以下「古墳群」という。）』の高い価値や魅力を国内外に伝え、認知度の向上や来訪者の増加につなげるための取組みを進めています。

本業務は、万博を機に来阪した観光客に対して古墳群をPRし、現地誘導につなげるため、古墳群の全貌や築造当時の様子をリアルに体験・体感できるものとして最新のデジタル技術を活用し、万博会場等で使用するVRコンテンツを制作します。

なお、本業務で制作するVRコンテンツは、万博会場や万博会場外、また万博終了後においても様々なイベント等において広く活用するため、受託事業者には、

- ・大阪府の都市魅力である世界遺産の存在や価値を理解していること
- ・効果的にPRできるVRコンテンツを企画・制作する能力を有していること
- ・VRコンテンツの効果的・効率的な活用方法（広報戦略）について、知見やノウハウを有していること

等が求められます。

(2) 業務内容

別紙「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』VRコンテンツ制作業務 委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

20,955,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和6年10月 2日（水）	公募開始
令和6年10月 9日（水）	説明会開催
令和6年10月15日（火）	質問受付締切
令和6年11月 5日（火）	提案書類提出締切
令和6年11月中旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和6年12月上旬頃	契約締結・業務開始
令和7年 3月31日（月）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布

ア 配布方法

魅力づくり推進課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/r6mozufuruichi.html>)

からダウンロードできます。郵送、メール等による配布は行いません。

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和6年10月2日(水)から令和6年11月5日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 受付場所

大阪府 府民文化部魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ(世界遺産担当)

住 所 : 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

電話番号 : 06-6210-9742

書類は、上記受付期間・時間内に、受付場所に持参してください。

郵送による提出も可とします。【令和6年11月5日(火)必着】

※持参の場合は、混雑を避けるため、事前に電話連絡(06-6210-9742)をお願いします。

※郵送の場合は、配達までの送達過程が確認できる簡易書留等により提出してください。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:正本1部、副本8部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本8部)

*企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本8部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本8部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式5:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)

③委任状(様式7:1部)

④使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本8部、役割分担等が明示されているもの)

ク 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

ケ 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

コ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

サ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

シ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ス 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

セ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）

a 常用雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し

・令和 6 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

b 常用雇用労働者総数が 40 人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式 10）（1 部）

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本 1 部、副本 8 部をそれぞれ 1 部ずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。なお、Word、Excel、パワーポイント以外のソフトを使用する場合は、電子媒体に PDF 形式で収納してください。

ウ 提出する副本に提案事業者が特定できる内容（代表者名、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』VRコンテンツ制作業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 実施日時

令和 6 年 10 月 9 日（水）14 時から 30 分程度

(2) 開催方法

Microsoft Teams 会議（申込みいただいた方に別途視聴用 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

電子メール（toshimiryoku-g08@gbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、お申込みください。

※件名に「【説明会申込：百舌鳥・古市古墳群VRコンテンツ制作業務】」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありませんが、可能な限り参加してください。

(4) 説明会参加の申込期限

令和6年10月8日（火）正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年10月15日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（toshimiryoku-g08@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9742）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

イ 質問への回答は、魅力づくり推進課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/r6mozufuruichi.html>）

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的、世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』の歴史背景を踏まえ、大阪の都市魅力のひとつである古墳群の価値や魅力の発信、認知度の向上、来訪者の増加につながる内容となっているか。 	5点
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・空撮エリア、撮影方法、築造当時の様子のイメージ、シナリオ、ナレーション又はキャプション等が具体的かつ分かりやすく提案されているか。 ・百舌鳥・古市古墳群の全貌を眺めるリアルな空の移動を楽しむ、歴史背景を知る体験を提供するものとなっているか。 ・一般の方が興味や関心を持ちやすいような創意工夫のある構成内容となっているか。 ・世代等を問わず幅広い層が理解できる内容となっているか。 ・万博会場や万博会場外、また万博終了後においても様々なイベント等において広く活用できる内容となっているか。 ・日本語及び英語に加え、より多くの方に展開できる言語での作成について提案があるか。 ・提案内容は実現可能で、具体性があるか。 ・提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当か。 	45点
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の基本製品仕様より性能の優れた製品仕様のVRヘッドセットの提案、8台を超える納品の提案があるか。 ・実際に、万博会場や他のイベント会場でのVRコンテンツの提供を想定し、いずれの場所でも大阪府が単独で効率的に実施できる具体的な提供方法を提案しているか。 (運営側のオペレーション、オペレーションの工夫、運営側の負担軽減策、VRコンテンツ提供マニュアルの提示等。) 	15点
業務スケジュール及び実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・実行性の高いスケジュールが示されているか。 ・業務責任者が配置され、業務を確実かつ効果的に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された事業実施体制が提案されているか。 ・本事業の実施に耐えうる経営・財務状況か。 ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み(類似のコンテンツ制作実績、事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無等)があるか。 	20点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。 <p>※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。</p>	5点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定式 満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 <p>※小数点第3位以下を切り捨て</p>	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/r6mozufuruichi.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点・価格点・提案金額
- ②全提案事業者の名称 * 申込順
- ③全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①と同じ
- ④最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。